

2023年度TCフォーラム活動方針

国税庁は、2021（令和3）年4月、あらたな「国税庁の組織理念」を策定・公表をし、その中で「信頼で 国の財政 支える組織」を目指すとした。これまで職員の行動規範として掲げていた「納税者に対して誠実に対応する」が削除され、新しい組織理念には「不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します」に変わった。税收违法が至上命題となり、税務職員による「増差件数主義」が横行し、適正手続きや納税者の権利を脅かすことが危惧される。

納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム（以下「TCフォーラム」）は、会則第1条「納税者（タックスペイヤー）の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」と定める。この規定に基づき、TCフォーラムは、真に納税者の権利利益保護に資するための納税者権利保護法・納税者権利憲章の制定を目指し以下の活動を行う。

- (1) 業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。国税通則法附則106条に基づき、第1条（目的）に、「国民の税に関する権利利益の保護を図る」旨を明記するなどの改正を求め国会議員要請行動を展開し、各政党の選挙公約やマニフェストに「納税者権利憲章を制定する」旨を入れることを要望し働きかけを行う。
- (2) TCフォーラム第31回定時総会を、6月7日に、国会衆議院第2議員会館会議室及びオンラインによる2本立て[ハイブリッド方式]で開催する。第1部：記念講演は、「税務相談停止命令制度とは何か～問題点を追及する」と題して、TCフォーラム代表委員石村耕治が基調報告を行う。その後、パネルディスカッションを開催する。各団体から参加したパネラーに発言を求め、その後参加者との議論により問題点を浮き彫りにする。
- (3) 課税庁による納税者の権利利益の侵害状況を調査・集約し、広く世論に訴え、マスコミ関係者への働きかけを強化するために、TCフォーラムのホームページを活用して積極的な意見表明・広報活動を行う。
- (4) 会員に対し、TCフォーラムのホームページの「お知らせ」欄で、国民・納税者に税金情報を広く知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。特に、さまざまな団体や納税者の権利を擁護する立場の専門家に対して積極的に入会を呼びかけ会員拡大に努める。
- (5) 徴収における納税者の権利の確立、行政不服審査法改定について
 - ① 徴収の現場における納税者の権利が確立されていない中、消費税増税による滞納者及び滞納税額の増加が起きており、地方税や国民健康保険料（税）の支払いが困難な一般市民が徴税攻勢に苦しめられている。このような情勢の下、中小零細業者や市民の権利を護るための調査研究を行う。

②行政不服審査法の改定が平成28年4月1日施行となったが、「国税不服審判所の抜本的な改革」、「不服申し立てにおいては争点主義を徹底させること」などについて、引き続き調査研究を行う。

(6) 平成29年度税制改正において、国税犯則取締法を廃止し国税通則法に編入され、納税環境整備の名目での税制改正が続いており、さらにデジタル化の進行下での任意の税務調査における納税者の権利に及ぼす影響等を調査研究する。

(7) 2021年10月、TCフォーラムは、「納税者支援調整官を使いこなそう」というタイトルのパンフレットを発行した。国税庁が立ち上げた納税者支援調整官は、国民・納税者からの苦情を処理し救済することを専門にする部署である。このパンフレットでは、納税者新調整官を、国民・納税者がまず知ること、そして積極的に活用するように呼び掛けた。積極的に使いこなすことで、たくさんの事案を積み重ね、これにより、納税者支援調整官の問題点を浮き彫りし、改革を求めることができる。同時に、納税者の権利利益保護のためには、わが国でも納税者権利憲章の制定が必須であることを周知できる。こうした活動を通じて納税者権利憲章制定に向けて足場を強化し、もう一歩前進したい。

以上